



平成 26 年 11 月 6 日

各 位

会 社 名 株式会社ユニバーサルエンターテインメント  
代表者名 代表取締役社長 富士本 淳  
(JASDAQ・コード 6425)  
問合せ先 広報・IR 室  
電話番号 03-5530-3055 (代表)

## ロイター社との訴訟について

当社は、「Reuters.com」に掲載された当社関連記事により、名誉又は信用毀損等の損害を被ったため、平成 24 年 12 月 4 日付「訴訟の提起に関するお知らせ」に記載の通り、米国のトムソン・ロイター・コーポレーション（以下、「ロイター本社」という）ならびに同社の記者、編集者に対し、損害賠償の一部請求訴訟を提起しており、また、同様の趣旨により、平成 25 年 5 月 27 日、同社の日本法人であるトムソン・ロイター・マーケット株式会社（以下、「ロイター日本法人」という）、ならびに同社の記者、編集者らに対しても、損害賠償の一部請求訴訟を東京地方裁判所に提起し、同地裁の同一担当部において、ロイター本社に対する訴訟とロイター日本法人に対する訴訟の両審理が事実上同時並行で行われておりました。

しかし、本年 8 月 27 日、東京地方裁判所は、上記両訴訟のうちロイター本社に対する訴訟について、「原告らが指摘する事情のみでは、本件ウェブサイトの管理、運営主体が被告であるとはいえず」等の判断を示し、当社関連記事が掲載されたウェブサイト「Reuters.com」の管理運営主体がロイター本社であることを認めるに足りる証拠がないとの理由で、当社関連記事の当社に対する名誉・信用毀損性や損害の有無に関する判断に立ち入らないまま、ロイター本社に対する当社の請求を棄却する旨の判決を下しました。

ロイター本社に対する訴訟について当社の主張が認められず甚だ遺憾ではありますが、当該判決においては、当社関連記事に関するロイター本社の配信主体性が否定されたに過ぎず、他方で、裁判所は、「トムソン・ロイター・マーケット（ロイター日本法人）は本件記事を配信したこと及びこれによる法的責任主体であることを認めていることは当裁判所に顕著な事実である」と認定し、ロイター日本法人が当社関連記事の法的責任主体であることを前提とする判断を示しております。したがって、当社は、現在も引き続き審理継続中のロイター日本法人及び同社の記者、編集者らに対する訴訟において、同社らの法的責任を追及してまいります。

なお、ロイター本社に対する訴訟において、同社は上記ウェブサイトの運営主体が別の米国子会社であることを認めているため、当社は、別途、当該米国子会社に対して訴訟提起を行うことも引き続き検討中です。

以上